

変更届出事項一覧

		変更項目	届出の時期	必要添付書類	
事後届出	1	販売業者等（申請者）の氏名又は名称の変更	個人	変更後30日以内	戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
			法人		登記事項証明書
	2	販売業者等（申請者）の住所の変更	変更後30日以内	添付書類なし	
	3	営業所の名称の変更	変更後30日以内	添付書類なし	
	4	営業所管理者の変更	変更後30日以内	1 変更後の管理者が薬剤師の場合 → 薬剤師免許証の写し（原本の確認を行うため、原本も御持参ください。） 2 変更後の管理者が動物用医薬品登録販売者の場合 → 動物用医薬品販売従事登録証の写し（原本の確認を行うため、原本も御持参ください。） 管理者の要件を満たす登録販売者であることを証する実務又は業務経験に関する書類 （実務従事証明書、業務従事証明書） 3 管理者が申請者以外の場合 → 申請者とその者との関係を証する書類	
	5	営業所管理者の氏名の変更	変更後30日以内	戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書	
	6	営業所管理者の住所の変更	変更後30日以内	添付書類なし	
	7	設備構造の主要部分の変更	変更後30日以内	変更箇所を説明する図面	
	8	申請者が法人の場合、薬事に関する業務に責任の有する役員の変更	変更後30日以内	登記事項証明書、新旧対照となった組織図又は業務分掌表	
9	営業所における兼営事業の種類	変更後30日以内	添付書類なし		

備考

- ・登記事項証明書については、発行後6ヶ月以内のものを提出してください。
- ・法の規定による許可等の申請又は届出の際に奈良県に提出している場合、原本の添付を省略することができます。
- その際は、申請書の参考事項欄に【省略する書類の名称】【省略する書類と同一の内容を記載した書類を添付して別途提出されている申請書又は届出書の種類】【当該申請又は届出の年月日】を記載して下さい。